

## 各務原市排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要綱

(令和5年8月10日決裁)

排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要綱(平成6年3月15日決裁)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の排水区域(下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。))第2条第7号に規定する排水区域をいう。)における排水設備設置義務の免除に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水設備 各務原市下水道条例(平成2年条例第23号)第2条第6号に規定する排水設備をいう。
- (2) 排水設備設置義務 法第10条第1項本文の規定に基づく排水設備の設置義務をいう。
- (3) 公共用水域 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域をいう。
- (4) 下水 法第2条第1号に規定する下水をいう。
- (5) 免除下水 排水設備設置義務の免除により公共用水域に排出する下水をいう。
- (6) 排出設備 免除下水を公共用水域に排出するために必要な排水管、排水渠<sup>きょ</sup>その他の排水施設をいう。
- (7) 排出事業場 排出設備を設置する事業場、工場等をいう。

(免除許可の申請等)

第3条 法第10条第1項ただし書の許可(以下「免除許可」という。)を受け、排水設備設置義務を免除された者は、その土地の下水を公共用水域に排出することができる。

2 免除許可を受けようとする者は、排水設備設置義務免除許可申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 排出事業場の所在地が分かる位置図
- (2) 排出設備の構造を明らかにした図面

- (3) 排水設備の構造を明らかにした図面
  - (4) 免除下水の水質試験の結果を示す水質試験成績書（様式第2号）
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- （水質試験）

第4条 前条第2項第4号の水質試験は、次に掲げるところにより実施しなければならない。

- (1) 水質試験成績書を提出する日前60日以内に試験を行うこと。
- (2) 水質試験の方法は、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）に定める方法その他市長が適当と認める方法によること。
- (3) 水質試験は、市長が必要と認める項目について行うこと。
- (4) 水質の分析は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める者又は水質分析を行う国若しくは地方公共団体の機関に依頼すること。

ア 免除下水にダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。イにおいて同じ。）が含まれない場合 計量法（平成4年法律第51号）第107条第2号の事業について同条の規定に基づく登録を受けている者

イ 免除下水にダイオキシン類が含まれる場合 計量法第121条の2の規定による特定計量証明事業の認定を受け、同法第107条第2号の事業について同条の規定に基づく登録を受けている者

- (5) 水質試験に供する試料は、排出設備から公共用水域に接続する排出口において採取すること。

（免除許可の決定）

第5条 市長は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、免除許可をすることができる。

- (1) 免除下水を公共下水道（法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。）へ流入させないことが適当であること。
- (2) 免除下水の水質が下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条に規定する放流水の水質の技術上の基準に適合するものであること。
- (3) 排出設備と排水設備が完全に分離した排水系統となっており、かつ、その排水系統を容易に確認することができること。
- (4) 免除下水の量を測定することができること。

2 市長は、第3条第2項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、前項に規定する審査基準に基づき免除許可の可否を決定しなければならない。

(免除許可の条件)

第6条 市長は、免除許可をする場合において、免除下水の管理及び水質の維持のため、必要最小限の範囲で条件を付すことができる。

(免除期間)

第7条 免除許可の期間（以下「免除期間」という。）は、1年を超えない範囲内で市長が定める期間とする。

2 免除期間は、1年を超えない範囲内で、これを更新することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特別の事情があると認めるときは、1年を超える期間で免除期間を定め、及び更新することができる。

(免除期間の更新の申請等)

第8条 免除許可を受けている者（以下「免除許可者」という。）は、免除期間の更新を受けようとするときは、排水設備設置義務免除期間更新申請書（様式第3号）に第3条第2項第4号及び第5号に掲げる書類を添付して当該免除期間の満了の日の30日前までに市長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、添付書類の一部を省略することができる。

2 第5条の規定は、前項の許可について準用する。

(許可事項の変更の申請等)

第9条 免除許可者は、免除許可に係る事項のうち次の各号に掲げるものを変更しようとするときは、排水設備設置義務免除許可変更申請書（様式第4号）にそれぞれ当該各号に定める書類を添付して変更をしようとする日の30日前までに市長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、添付書類の一部を省略することができる。

(1) 免除下水の種類又は排出設備の構造 第3条第2項各号に掲げる書類

(2) 免除下水の排出先又は排出量 第3条第2項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる書類

2 第5条の規定は、前項の許可について準用する。

(許可又は不許可の通知)

第10条 市長は、免除許可又は第8条第1項若しくは前条第1項の許可をしたときは排水設備設置義務（免除・免除期間更新・免除許可変更）許可書（様式第5号）

により、当該許可をしなかったときは排水設備設置義務（免除・免除期間更新・免除許可変更）不許可通知書（様式第6号）によりその申請をした者に通知するものとする。

（許可事項の変更の届出）

第11条 免除許可者は、免除許可に係る事項のうち次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものを変更したときは、その変更があった日から30日以内に氏名等変更届出書（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

（1）個人の場合 氏名、住所又は排出事業場の名称若しくは所在地

（2）法人の場合 名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は排出事業場の名称若しくは所在地

（排出設備の廃止の届出等）

第12条 免除許可者は、排出設備の使用を休止し、又は廃止したときは、当該休止又は廃止の日から30日以内に排出設備使用（休止・廃止）届出書（様式第8号）により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定により使用の廃止の届出がなされた排出設備を再び使用し、下水を公共用水域に排出しようとする者は、新たに免除許可を受けなければならない。

（地位の承継）

第13条 免除許可者から免除許可に係る排出事業場を譲り受け、又は借り受け、引き続き使用する者は、当該免除許可者の地位を承継する。

2 免除許可者について相続又は合併があったときは、その相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該免除許可者の地位を承継する。

3 前2項の規定により免除許可者の地位を承継した者は、その承継の日から30日以内にその旨を承継届出書（様式第9号）により市長に届け出なければならない。

（免除許可の取消し等）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、免除許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。

（1）免除許可者が法第38条第1項各号のいずれかに該当するとき。

（2）法第38条第2項各号のいずれかに該当するとき。

（3）第5条第1項に規定する審査基準に適合しなくなったとき。

（関係機関との調整）

第15条 市長は、免除許可に係る事務の執行に当たっては、関係機関と密接な調整を図るものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

排水設備設置義務免除許可申請書

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者 住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

連絡先

下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づく排水設備設置義務の免除の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

排 出 事 業 場	名 称			
	所在地			
用 水 の 種 類	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> その他			
免 除 下 水 の 種 類				
下 水 の 総 排 出 量	$\text{m}^3/\text{日}$	免 除 下 水 の 量	$\text{m}^3/\text{日}$	
免 除 下 水 の 排 出 先				
排 出 設 備 の 設 置 工 事	<input type="checkbox"/> 完了済 <input type="checkbox"/> 施工中 <input type="checkbox"/> 未施工			
	(未完了の場合) 完了予定日		年	月 日
排 出 設 備 の 管 理 責 任 者	所 属			
	氏 名			
	連 絡 先			
許 可 申 請 の 理 由				
そ の 他				

様式第2号（第3条関係）

水質試験成績書

排出事業場の名称				採取場所			
採取年月日		年 月 日		採取者氏名			
採取時刻		時 分		採取時の天候		晴 曇 雨 ( )	
分析期間		年 月 日 ~		年 月 日			
項 目		分析結果		単 位		項 目	
						分析結果	
						単 位	
水質分析機関		所在地					
		担当者氏名					
		代表者					
		電話番号					

注 水質試験の成績は、申請の日前60日以内に実施したものに限り。

様式第3号（第8条関係）

排水設備設置義務免除期間更新申請書

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者 住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

連絡先

下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づく排水設備設置義務の免除許可の期間を更新したいので、次のとおり申請します。

免除許可者の氏名			
排出事業場	名 称		
	所在地		
用水の種類	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> その他		
免除下水の種類			
下水の総排出量	$\text{m}^3/\text{日}$	免除下水の量	$\text{m}^3/\text{日}$
免除下水の排出先			
許可の指令番号	各務原市指令 第 号 年 月 日 ※免除期間の更新を受けている場合は、更新許可時の指令番号等を記入してください。		
排出設備の 管理責任者	所 属		
	氏 名		
	連絡先		
そ の 他			



様式第4号（第9条関係）

排水設備設置義務免除許可変更申請書

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者 住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

連絡先

下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づく排水設備設置義務の免除許可に係る事項を変更したいので、次のとおり申請します。

免除許可者の氏名			
許可の指令番号	各務原市指令 第 号 年 月 日 ※免除期間の更新を受けている場合は、更新許可時の指令番号等を記入してください。		
	変更前	変更後	変更予定日
免除下水の種類			年 月 日
排出設備の構造			年 月 日
免除下水の排出先			年 月 日
免除下水の排出量			年 月 日
変更の理由			
その他			

様式第5号（第10条関係）

排水設備設置義務（免除・免除期間更新・免除許可変更）許可書

各務原市指令 第 号  
年 月 日

様

各務原市長

下記のとおり、 年 月 日付けで申請のありました排水設備設置義務の（免除・免除期間更新・免除許可変更）を許可することとしましたので通知します。

記

免除許可者の氏名 （名称及び代表者の氏名）	
免除許可の住所 （主たる事務所の所在地）	
排出事業場の名称	
排出事業場の所在地	
免除下水の種類	
免除下水の排出量	
免除下水の排出先	
許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
許可の条件	別記（裏面）のとおり
その他	

## 許可の条件

- (1) 免除下水の排出に際しては、下水道法、水質汚濁防止法、岐阜県公害防止条例その他関係法令の規定による所定の手続を行うこと。また、これらの法令を遵守すること。
- (2) 免除許可を取り消された場合には、速やかに公共下水道へ接続すること。この場合において、下水道法第19条の規定に該当するときは、公共下水道の改築工事に要する費用の一部を負担させることがあること。
- (3) 免除期間の更新を受けようとするときは、免除期間の満了の日の30日前までに排水設備設置義務免除期間更新申請書（様式第3号）を市長に提出し、その許可を受けること。
- (4) 免除下水の種類、排出設備の構造、排出先又は排出量を変更しようとするときは、変更をしようとする日の30日前までに排水設備設置義務免除許可変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その許可を受けること。
- (5) 氏名、住所、排出事業場の所在地等に変更があったときは、変更があった日から30日以内に氏名等変更届出書（様式第7号）により市長に届け出ること。
- (6) 免除期間内に排出設備の使用を休止し、又は廃止したときは、当該休止又は廃止の日から30日以内に排出設備使用（休止・廃止）届出書（様式第8号）により市長に届け出ること。
- (7) 市長が行う立入検査に協力すること。
- (8) 関係法令等の改正又はその他の事由により、許可条件を変更する必要があると市長が認めた場合には、その指示に従うこと。
- (9) 下水道法施行令第6条に規定する放流水の水質の技術上の基準に適合しない免除下水を排出したときは、市長が免除許可を取り消すこと。

様式第6号（第10条関係）

排水設備設置義務（免除・免除期間更新・免除許可変更）

不許可通知書

各務原市指令 第 号  
年 月 日

様

各務原市長

下記の理由により、 年 月 日付けで申請のありました排水設備設置義務の（免除・免除期間更新・免除許可変更）については、下記の理由により不許可としましたので通知します。

記

不許可の理由：

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号（第11条関係）

氏名等変更届出書

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者 住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

連絡先

下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づく排水設備設置義務の免除許可に係る事項を変更したので、次のとおり届け出ます。

免除許可者の氏名			
許可の指令番号	各務原市指令 第 号 年 月 日 ※免除期間の更新を受けている場合は、更新許可時の指令番号等を記入してください。		
	変更前	変更後	変更日
氏 名 (名称又は 代表者の氏名)			年 月 日
住 所 (主たる事務所の所在地)			年 月 日
排 出 事 業 場 の 名 称			年 月 日
排 出 事 業 場 の 所 在 地			年 月 日
変 更 の 理 由			

様式第8号（第12条関係）

排出設備使用（休止・廃止）届出書

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者 住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

連絡先

下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づく排水設備設置義務の免除許可に係る排出設備の使用を休止し、又は廃止したので、次のとおり届け出ます。

免除許可者の氏名		
許可の指令番号	各務原市指令 第 号 年 月 日 ※免除期間の更新を受けている場合は、更新許可時の指令番号等を記入してください。	
届 出 区 分	<input type="checkbox"/> 休止	<input type="checkbox"/> 廃止
休止期間又は 廃止年月日	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
休 止 又 は 廃 止 の 理 由		
そ の 他		

様式第9号（第13条関係）

承 継 届 出 書

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者 住 所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

連絡先

下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づく排水設備設置義務の免除許可を受けている者の地位を承継したので、次のとおり届け出ます。

現 在 の 免 除 許 可 者	氏 名	
	住 所	
承 継 後 の 免 除 許 可 者	氏 名	
	住 所	
排 出 事 業 場	名 称	
	所在地	
許可の指令番号	各務原市指令 第 号 年 月 日 ※免除期間の更新を受けている場合は、更新許可時の指令番号等を記入してください。	
許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
承 継 年 月 日	年 月 日	
承 継 の 理 由		
排 出 設 備 の 管 理 責 任 者	所 属	
	氏 名	
	連絡先	
そ の 他		